

消費税率

10%に!

価格転嫁の
準備を進めて
いますか?

公益財団法人
全国生活衛生営業指導センター

監修 / 七野恭子 (七野恭子税理士事務所)



はじめに

「消費税率10%へ引上げ」「はじめての軽減税率制度導入」が、2019年10月から実施されます。

消費税率引上げによる消費マインドの冷え込みなどが予測されるため、消費税率引上げ分の価格転嫁ができないなどの懸念のある中、利益減少などさまざまな問題が生じかねません。消費税率引上げ後の価格転嫁をスムーズに行うためには、いますぐ現状を確認し、計画的に準備を進める必要があります。

同制度による事業者の皆さんへの影響と特別措置等について、わかりやすく解説します。早急な準備を進めるためにご一読ください。

1 価格転嫁の必要性

消費税率10%の引上げにともない、納税額の増加が予想され、消費税率引上げ分を価格転嫁できない場合は、売上や利益の減少を招きます。納税のための資金繰り等に一層の注意が必要になってくることを認識しなければなりません。

1 税率が変わると納税額も変わる！

消費税率8%のときと比べ、**納税額は1.25倍**になります。

◆売上2,000円、仕入1,000円の場合



2 価格転嫁できないと売上・利益が減少！

消費税率10%になっても、税込価格を据置いて消費税分を転嫁できないと、売上や利益が減少します。

◆消費税率8%の場合

売上額(税込)	20,000円
売上額(税抜)	18,519円
消費税額	1,481円

◆消費税率10%になっても販売価格を据置いた場合

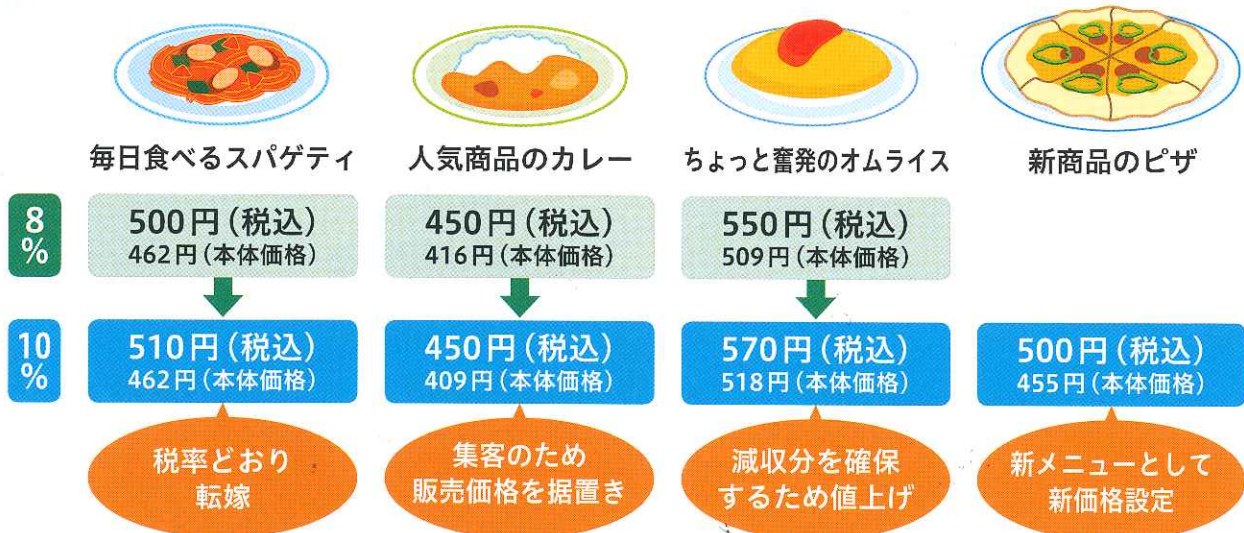
売上額(税込)	価格据置 20,000円
売上額(税抜)	18,182円
消費税額	1,818円

税抜の
実質売上額が
337円も減少！

3 価格転嫁の方法

消費税率にともない、すべての商品で一律に価格転嫁できればいいのですが、税込価格の上昇により消費意欲の減退なども想定されます。そこで、全体として売上・利益が減少しないですむ価格転嫁の方法の一例を紹介します。

◆消費税率10%に向けた価格見直しの例



※税率改正後も十分な利益を確保するため価格転嫁を進めましょう！

2 価格転嫁をサポートする特別措置

消費税率の引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、消費税価格転嫁特別措置法が施行され、4つの特別措置が定められました（特措法の期限は、10%への引上げ時から1年半後の2021年3月31日まで）。

1 転嫁拒否の禁止

特に買ったときには注意しましょう。



✗
飲食料品と一緒に買うので8%のままに
してよ

2 消費税分を値引きする等の宣伝広告の禁止

「消費税分は転嫁しません」などの文言は禁止です。



消費税は転嫁しません ✗

消費税率上昇分値引きします ✗

消費税相当分、次回に利用できるポイントに付与します ✗

3 「外税表示」「税抜価格強調」が可能

「価格表示はわかりやすく」を心がけることが重要です。

◆外税表示

10,000円 + 税

○
表示している価格が税込価格であると誤認されないための措置が必要

◆税抜価格の強調表示

10,000円
(税込 11,000円)

○
税込価格を明瞭に表示することが必要

※店内用POP、コピーして使ってください。

4 転嫁カルテル、表示カルテルが可能

業界が消費税に転嫁の方法の決定を共同で行うこと、表示方法を統一することができます（本体価格や税込価格そのものの決定は独占禁止法に違反します）。

○
各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税分を上乗せしましょう

転嫁カルテル

○
個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示しましょう

表示カルテル



10月1日 よりの

消費税率改正に

ともない、

価格を変更しました。

ご理解のほど
よろしくお願
いいたします。



10月1日 より

消費税が **10%** に
なっております。

メニュー・内容等を
一部変更し、価格維持を
しております。

ご理解のほど
お願い
いたします。



10月1日 より

消費税が **10%** に
なっております。

当店の価格は
税抜き価格となっております。

お会計の際
ご留意
ください。

